

検討すべきポイント(案)～作成委員会からのメモ～

先日開催されました市民討論会では、ポストイットだけでも327枚というたいへん多くの意見が寄せられました。その他、アンケートやメールなどでも意見が寄せられています。17日の市長報告に向けて、検討委員会の限られた時間内で、有効に議論を進めるために、ポストイット等の寄せられた意見やこれまでの検討経過を踏まえ作成委員会で協議し、「検討すべきポイント」としてメモを作成しました。このメモをひとつの参考にしながら、本日、ご意見をいただき、検討委員会として方向性を出せるものは決定していただき、その他の事項については、議論を受けて、引き続き6日の作成委員会で協議し、12日の検討委員会に報告書の修正案を提案できればと思います。

1 総則的部分について

数字はポストイットの整理番号

「4 定義」

作成委員会としての意見

- ・「市民」の定義について、事務局から次のような指摘があった。

現状の市民の定義は、あくまで個人を中心にとらえて規定しているが、解釈としては団体等も含めている。この解釈は、憲法における「国民」という用語について、その規定の内容に応じて団体も含めて解釈しうるとされていることと同様の考えに基づく。しかし、解釈で読めるということは、わかりにくいということにつながるので、できるだけ内容を明確に規定することが必要ではないか。

以上の指摘に対して、作成委員会としては、報告書案には修正を加えず、条例素案の段階で修正を加えることでよいのではないかと考えている。

「5 基本理念」

より簡潔に、理解しやすくするための文章の練り直しが必要ではないか(32、33、37～41)。

「6 自治の基本原則」

- ・報告書内で「参加と協働」の書き方に違いがある(44)。
区の規定を次のように修正する。「参加と協働を原則とし」

2 自治の主体について

「1-(2)市民の責務」

- ・(61～101)。
- ・恒久の平和と安全について(64～92)
 - ・「市民の責務」の規定について、討論会でA案(恒久の平和と安全に関する責務規定を別途設ける)、B案(恒久の平和と安全に関する責務は、の規定に含めて表現する)、C案(恒久の平和と安全に関する責務は盛り込まない)について、それぞれ意見を募集したが、A案の意見が20件と最も多くなっている。ただし、報告書案に規定されているA案の原文をそのまま盛り込むことは妥当ではないと考えているため、解決策について検討したい。
 - ・平和と安全に関する内容は、本来であれば、個人の思想信条の自由を拘束すること、責務を規定することによる具体的な効果がわかりにくいことから、前文に盛り込んでどうか。
 - ・個人の自由を拘束するため、基本的に、自治基本条例に責務規定は設けない方がよいと思う。
 - ・恒久の平和と安全に関する責務を盛り込む場合には、厳密にその内容を規定しないと(解釈の幅を狭めないと)濫用される可能性があることを考慮すべき。
 - ・市民の合意が取れる責務だけを規定することが望ましい。恒久の平和と安全に関する責務につい

ては、A案（規定すべきという案）に対する意見が多く出されているが、B案、C案への意見も出されており、意見が分かれているため、今回は規定を見送ることが妥当だと思う。

- ・平和と安全に関する規定を盛り込むかどうかについて、最後は検討委員会での評決によって決めるべきではないか。

以上の議論を報告し、次回検討委員会で結論を出してもらおうこととした。

・ その他

- ・ 討論会意見（62）で、「市民自治に対する責務」等を盛り込みたいという要望があるが、これらの責務を報告書案に盛り込むことは可能か。

「1 - (4) コミュニティ」

- ・ 「まちづくりは人づくり」という意見（112）に関連して、報告書の中にまちづくりの人材育成に関する事項をより明確に盛り込むことが可能かどうか。
- ・ 人材については、コミュニティに関するものばかりではなく、条例そのものや自治に関する学習や人づくりも必要ではないか。

「2 議会」

- ・ 報告書案の「開かれた議会運営」という規定についての意見（136）に対し、具体的な表現でもないし、「開かれた」という表現がありきたりではないか。たとえば「透明な議会運営」など他の表現方法はないか。

「4 区」

- ・ 「区行政における継続性の担保を（職員異動等）」という意見（191～193）に関連して、報告書「3 - (2) 行政運営」の中で、市長が職員の人材育成を行うような規定が必要か。
- ・ 職員異動にも課題がある。民間のような「地域指向型人材育成」という考え方もある。
- ・ 区長の役割についても記述が必要か（187～190）。

3 自治拡充推進のための制度等について

「1 - (1) 情報提供」

- ・ 「市民にとって必要な」という規定を入れる必要がないという意見（217）もあり、削除しては。
- ・ 「施策等の途中段階における情報提供が必要」という意見（219～224）について、報告書の規定「（情報提供を）適時（行う）」は「遅滞なく」という言葉の方がふさわしいのではないか。

「1 - (3) 個人情報保護」

「コントロールを日本語にすべき」という意見（234）のとおり日本語に置き換える。

「2 - (2) 審議会等への参加」

- ・ 公募に関する諸意見（239～253）に関連して、報告書の規定の中に市民参加の実効性を高める（市民委員が発言しやすい環境を整えること）旨の規定を盛り込めないか。

「2 - (4) 評価」

評価指標については、市民の視点に立脚した指標を用いる。

「2 - (6) 協働のための施策整備等」

- ・ 協働推進のためのルールは条例で担保すべきではないか（285～289）。

4 用語の整理について

- ・ 参考資料に記載の「市民」、「住民」、「事業者」、「参加」、「協働」、「行政」、「まちづくり」、「コミュニティ」、「地域」、「地域社会」、「社会」、「市民生活」など、用語の使用の仕方は整理されているのか。